

紹介受診重点医療機関の決定について

1 外来機能報告

- 令和 4 年度より外来機能の明確化・連携に向けて、「外来機能報告」が実施されている。
- これは、紹介患者への外来を基本とする医療機関である「紹介受診重点医療機関」を明確化することとしたものである。
- 外来機能報告を踏まえて、協議の場において協議を行い、協議が整った医療機関を県が「紹介受診重点医療機関」として公表している。
- 外来機能報告は毎年度実施することとされており、「紹介受診重点医療機関」に関する協議も毎年度実施する。

2 経緯

- 現在、知多半島構想区域では、以下の 4 医療機関が「紹介受診重点医療機関」として公表されている。
 - (1) 知多半島総合医療センター（旧 半田市立半田病院）
 - (2) 公立西知多総合病院
 - (3) あいち小児保健医療総合センター
 - (4) 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
- 上記の 4 医療機関は、令和 5 年度第 1 回知多半島構想区域地域医療構想推進委員会（書面開催）において協議を行い、「紹介受診重点医療機関」と公表されて以降、毎年度協議の上、継続して公表されている。

3 令和 7 年度外来機能報告結果について

- 令和 7 年度外来機能報告における知多半島構想区域内の医療機関からの報告内容は以下のとおりである。（詳細は資料 3-2 のとおり）

<重点外来基準及び意向の状況（令和 7 年度外来機能報告）>

		紹介受診重点医療機関の意向	
		あり	なし
重点外来	満たす	2 施設 (A)	1 施設 (C)
基準	満たさない	2 施設 (B)	(D)

4 紹介受診重点医療機関の決定について

- 紹介受診重点医療機関の基準（外来機能報告等に関するガイドライン）

<重点外来基準>

初診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」が 40%以上 かつ
再診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」が 25%以上

<紹介率及び逆紹介率の基準>

紹介率 50%以上 かつ 逆紹介率 40%以上

- 紹介受診重点医療機関の決定方針
 - (A)：重点外来基準を満たし、医療機関が意向を有する場合
⇒特別な事情がない限り、「紹介受診重点医療機関」とする。
 - (B)：重点外来基準を満たさないが、医療機関が意向を有する場合
⇒重点外来基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。
委員会の合意が得られた医療機関を「紹介受診重点医療機関」とする。
 - (C)：重点外来基準を満たすが、医療機関が意向を有しない場合
⇒ガイドラインより、当該医療機関の意向を第一に考慮することとなっていることから、「紹介受診重点医療機関」としない。
(ただし、委員から求めがあった場合は、継続審議とする。)